

ニュースレポート

令和3年8月2日

報道機関各位

上下水道部水道課

タイトル 赤穂市水道水源保護条例水源保護地域の指定について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	赤穂市水道水源保護条例水源保護地域の指定
日時	—
場所・住所	—
趣旨・目的（PRしたいこと）	別紙のとおり
問い合わせ先	部課係名：上下水道部水道課 担当者名：有吉、久保 電話：0791-43-6889 内線（ — ） F A X：0791-45-2910

○添付資料 ・無） ○ホームページへの掲載 ・無） ○議会報告 ・無）

## 赤穂市水道水源保護条例水源保護地域の指定について

令和3年7月26日開催の赤穂市水道水源保護審議会において、水源保護地域の指定区域について承認を得たので、赤穂市水道水源保護条例第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定する。

### 記

#### 1. 目的

水道法第2条第1項の規定に基づき、赤穂市の取水に係る地域の保全涵養を図り、水質の汚濁及び水源の枯渇を防止し、水源の水質を保全することによって、市民に安全安心かつ良質な水道水を供給し、もって市民の生命及び健康を守ることを目的として、水源保護地域を指定する。(赤穂市水道水源保護条例第1条)

#### 2. 水源保護地域の指定範囲

水源保護地域は、千種川流域から取水している赤穂市及び西播磨水道企業団の水源地区6箇所を含む区域を水源保護地域に指定するものとし、指定区域の東側、北側及び西側は他市町との市域界、南側は千種川の流域界である山間部の尾根伝い及び地形地物とし、最南端は千種川の潮止井堰とする。

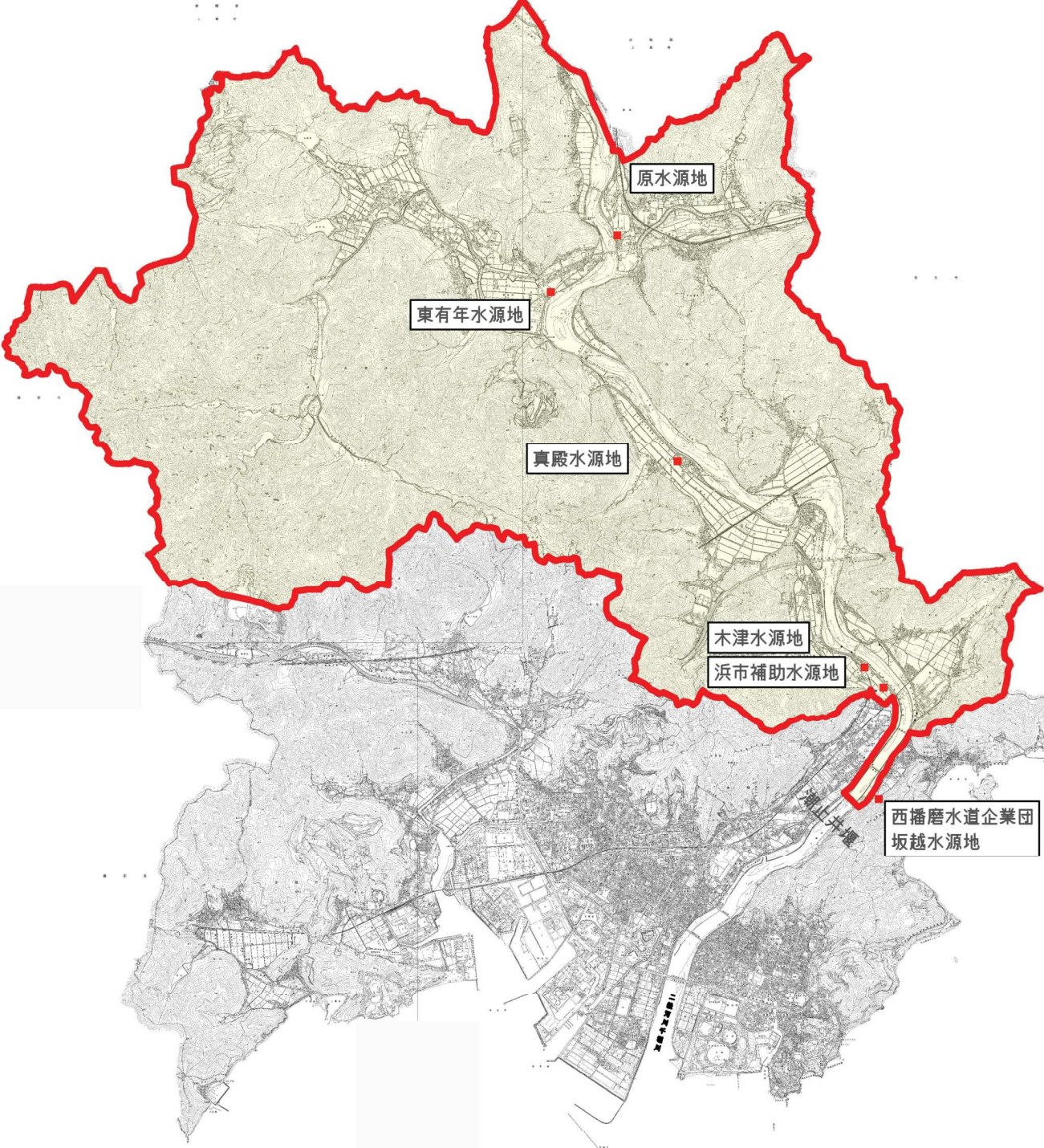
#### 3. 水源保護地域指定図

別図のとおり

#### 4. 適用日

令和3年8月16日(月)

赤穂市水道水源保護条例  
水源保護地域指定図



凡例	
	指定区域
	水源地